

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

377,000
426,000
479,000
542,000
618,000
722,000
845,000

」

を

「

371,000
419,000
471,000
532,000
607,000
709,000
829,000

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施等に伴い、特定任期付職員の給料の改定をするため、所

要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。